



介護福祉士修学資金等貸付制度のご案内

* 入学前 申請用 *

【令和 2 年度版】

申請期間 : 令和 2 年 1 月 14 日 (火) ~ 令和 2 年 2 月 21 日 (金)

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

福祉人材研修センター

【目次】

| | | |
|------|--------------------|---|
| I | 制度概要 | 1 |
| II-① | 貸付決定から返還免除までの流れ | 2 |
| II-② | 返還免除にかかる従事期間のイメージ図 | 3 |
| III | 貸付申請について | 4 |
| 1 | 申請から内定までの流れ | 4 |
| 2 | 貸付対象について | 4 |
| 3 | 貸付額及び貸付期間について | 4 |
| 4 | 連帯保証人について | 5 |
| 5 | 提出書類について | 5 |
| IV | 貸付内定後について | 6 |
| 1 | 内定後、貸付金交付までの流れ | 6 |
| 2 | 入学後の提出書類について | 6 |
| 3 | 貸付決定を受けた後の提出書類について | 6 |
| 4 | 交付方法について | 6 |
| 5 | 貸付金の返還期間及び返還方法について | 6 |

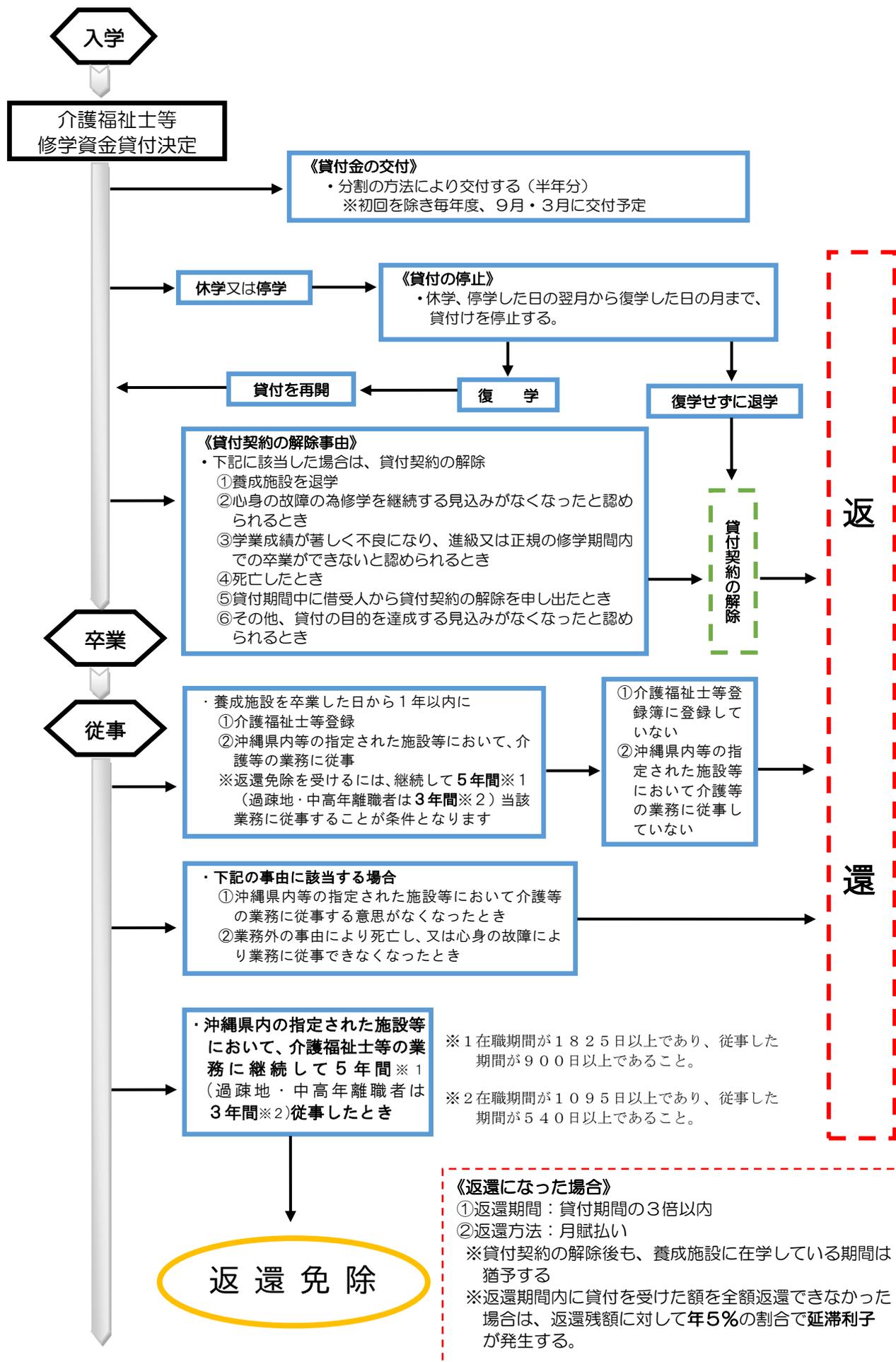
I. 制度概要

【目的】

この制度は、介護福祉士・社会福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

| | |
|------|--|
| 貸付対象 | <ol style="list-style-type: none">1. 令和2年度に指定介護福祉士等養成施設へ入学予定の者2. 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、沖縄県内の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者3. 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者 |
| 貸付額 | <ol style="list-style-type: none">1. 修学費 月額50,000円以内2. 入学準備金・就職準備金 各200,000円以内3. 国家試験受験対策費用 年額40,000円以内（介護福祉士のみ対象）4. 生活費加算 月額38,000円以内 <p>※4の詳細は「Ⅲ-3. 貸付額及び貸付期間について<生活費加算(月額)> (P.4)」参照</p> |
| 貸付期間 | 養成施設に在学する期間〔入学年度から卒業年度までの期間〕 |
| 利子 | 無利子 ※ただし、返還となり、返還期間内に貸付を受けた額を全額返還できなかった場合は、返還残額に対して 年5% の割合で 延滞利子 が発生します。 |
| 返還免除 | 養成施設を卒業した日から1年以内に <ol style="list-style-type: none">① 介護福祉士登録または、社会福祉士登録を行う。② 沖縄県内の指定された施設等において介護等の業務に従事する。 上記①②を満たし、継続して 5年間 ※1（過疎地・中高年離職者は 3年間 ※2）従事した場合には、貸付額について 返還免除 を受けることができます。 ※1 在職期間が1825日以上であり、かつ、従事した期間が900日以上であること ※2 在職期間が1095日以上であり、かつ、従事した期間が540日以上であること |
| 返還 | 返還免除の条件を満たさなければ、全額返還となります。 【返還期間】 貸付期間の3倍以内 【返還方法】 月賦払い |

II-①. 貸付決定から返還免除までの流れ

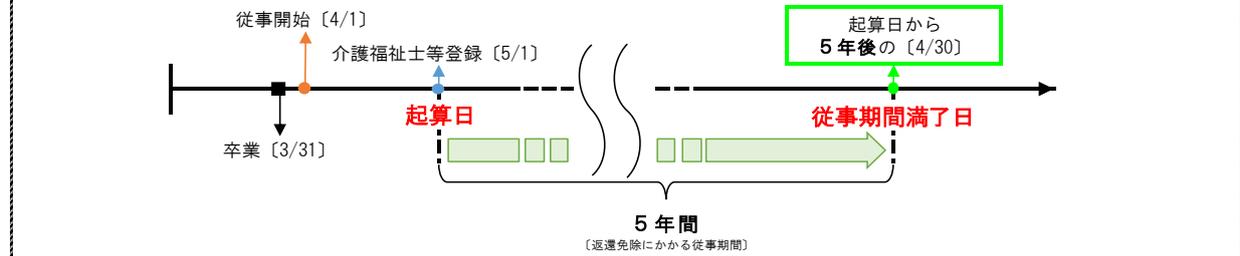


II-②. 返還免除にかかる従事期間のイメージ図

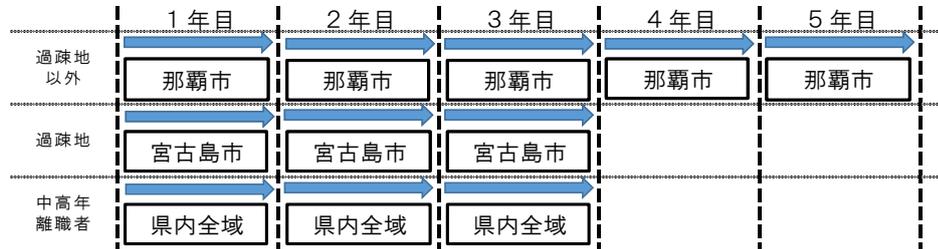
～ 返還免除にかかる従事期間（5年間又は3年間）のカウント方法 ～

- ① 卒業した日から1年以内に『介護福祉士等登録』と『県内の指定された施設等において介護等の業務に従事』しなければならない。
- ② 『従事を開始した日』と『介護福祉士等登録した日』の重なる日を起算日とし、その起算日から返還免除にかかる従事期間（5年間又は3年間）のカウントを行う。

≪ 5年間従事する場合の例 ≫



例1：指定する施設等において継続して5年間(又は3年間)従事する場合

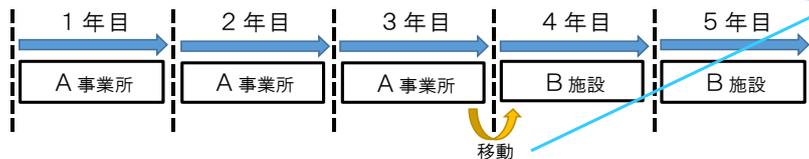


例2：過疎地従事後に過疎地以外に移動する場合

※過疎地において『3年間の従事期間』を満たさず、過疎地以外の地域で従事(移動)する場合、5年間の従事期間が必要となるので、5年間から過疎地で従事した期間を差し引いた残りの期間、従事しなければならない。



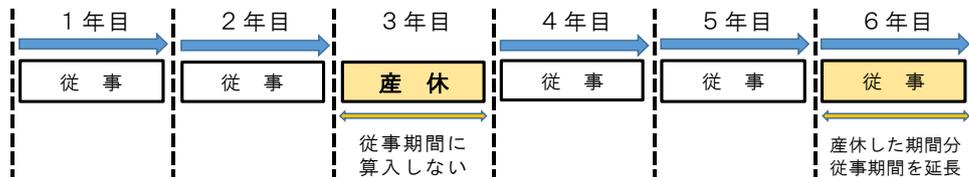
例3：従事先を変更する場合



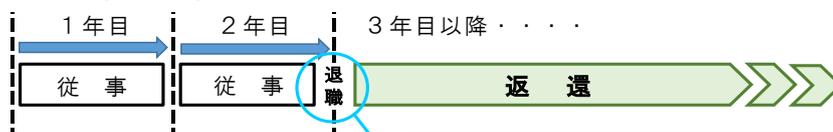
※免除に必要な期間（5年間又は3年間）は連続していることが条件ですので、勤務先を変更する際は、原則、日を空けずに次の勤務先へ移動してください。

例)旧勤務先の退職日：3月31日
新勤務先の勤務開始日：4月1日

例4：産休・育休等した場合〔法定の休暇〕



例5：勤務先を退職した場合



※返還開始事由(退職等)の属する月の翌月から返還を開始
例)退職日：3月25日 返還開始日：4月1日

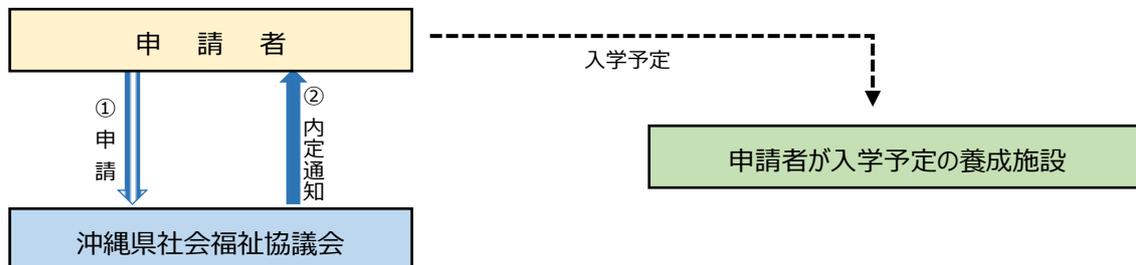
Ⅲ. 貸付申請について

貸付の申請希望者は、申請書類一式を揃え、県社協へご提出ください。なお、書類に**不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。**

<留意事項>

- (1) 申請内容について、申請者・連帯保証人等へ県社協から直接連絡することもあります。
- (2) 申請するにあたり「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をよく読み、制度内容を理解したうえで申請してください。

1. 申請から内定までの流れ



※内定は貸付決定ではありません。入学後原則として14日以内に「在学証明書」及び「推薦書」を提出し、県社協にて受理された後に貸付決定となります。

2. 貸付対象について

- (1) 令和2年度に指定介護福祉士等養成施設へ入学予定の者
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録を行い、沖縄県内の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者
- (3) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況などから真に貸付が必要と認められる者

《留意事項》

・他の奨学金等を受けている者について、当該貸付との財源が同じである場合は、基本的に併給できません。ただし、個別の事情を勘案し、併給が可能となる場合もあります。

3. 貸付額及び貸付期間について

| 年次 | コース | 貸付額 | 貸付期間 |
|--|-------|---|---------------------------|
| 現1年次 〔令和2年入学〕 | 社会福祉士 | ①修学費：月額5万円以内 ②入学準備金：20万円以内 ③就職準備金：20万円以内 ④生活費加算：月額3.8万円以内 | ・1年(12ヶ月) ・1年6ヶ月(18ヶ月) |
| | 介護福祉士 | ①修学費：月額5万円以内 ②入学準備金：20万円以内 ③就職準備金：20万円以内 ④国家試験受験対策費用：年額4万円以内 ⑤生活費加算：月額3.8万円以内 | ・2年(24ヶ月) ・3年(36ヶ月) |
| 《留意事項》 a. 貸付決定後は、貸付金額の変更はできません。 b. 生活費加算の貸付額は下記<生活費加算(月額)>をご参照ください。 | | | |

<生活費加算(月額)> ※生活費加算の貸付月額は、申請者の**年齢及び住民票のある市町村**に対応する額となります。

| 年齢 | 那覇市 | 県内8市 (豊見城市・南城市を除く) | 豊見城市・南城市・ 県内30町村 |
|-------|--------|-----------------------|---------------------|
| 12~19 | 38,000 | 34,000 | 32,000 |
| 20~40 | 36,000 | 33,000 | 31,000 |
| 41~59 | 34,000 | 31,000 | 29,000 |
| 60~69 | 32,000 | 29,000 | 27,000 |
| 70~ | 29,000 | 26,000 | 25,000 |

4. 連帯保証人について

- (1) 申請者は、借受人と連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければなりません。ただし、連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければなりません。
- (2) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とします。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により、保証能力に支障があると認める場合は、資力のある者を別に連帯保証人として立てるものとします。
- (3) 連帯保証人を法人とする場合は、次の書類を添付しなければなりません。①法人の財務状況が確認できる書類
②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる書類

| |
|---|
| <p>＜連帯保証人の考え方＞</p> <p>① 連帯保証人について、<u>返還免除の要件を満たすまでの間（貸付期間と5年間の従事を合わせた期間）、給与収入がある方</u>を立ててください。なお、前述の要件に満たない場合は、連帯保証人の変更又は追加をお願いする場合があります。</p> <p>② 連帯保証人を法人とする場合は、事前に本会担当にご相談ください。</p> <p>③ 留意事項</p> <p>ア：申請者同士がお互いの連帯保証人になることはできません。 イ：既に当該貸付、保育士修学資金貸付を受けている方は連帯保証人になることができません。 ウ：既に当該貸付、保育士修学資金貸付を受けている方の連帯保証人は保証能力を考慮し変更する場合があります。ただし法定代理人が連帯保証人として立つ場合はその限りではありません。 エ：連帯保証を依頼する際に、当該貸付制度を理解の上で受諾した方を連帯保証人として申請してください。 オ：貸付決定後の連帯保証人の変更は特別な事由が無い限り認められません。</p> |
|---|

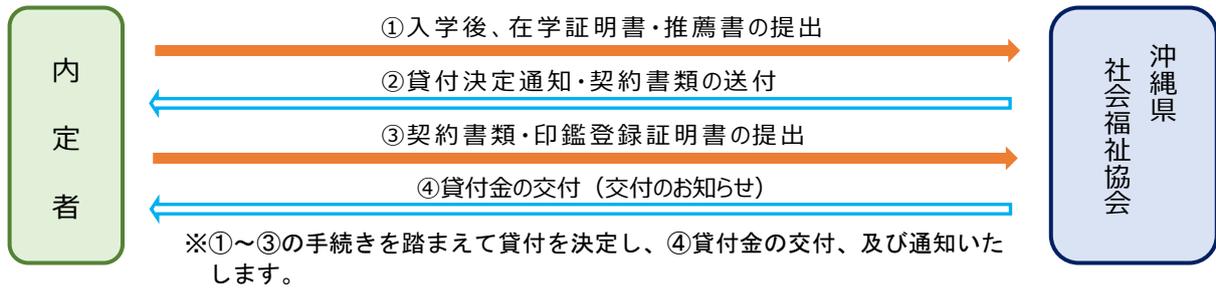
5. 提出書類について

※決められた期限までに県社協にご提出ください。（期限厳守）

| 提出書類 | |
|--|--|
| 申請者が高校生の場合 | <p>※申請時に必要な書類 ⑦は生活保護世帯のみ ⑧は非課税世帯等のみ</p> <p>①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②在学する高校の調査書又は内申書 ③住民票（謄本）の原本〔世帯主、世帯全員、続柄が記載されているもの〕 ④介護福祉士等養成施設の合格通知の写し ※受験票の写しでも可 ⑤申請者の属する世帯全員分の所得証明書（原本） ※申請者及び収入の無い方も必須。但し高校生以下は除く。 ⑥連帯保証人の所得証明書（原本） ※連帯保証人を法人とする場合は、事前に本会担当にご確認ください。 ※⑦申請者の生活保護受給証明書と福祉事務所長の意見書〔第18号様式〕 ※⑧非課税世帯等の確認ができる書類 ※課税証明書など</p> |
| 申請者が高校生以外の場合 | <p>※申請時に必要な書類 ⑦は生活保護世帯のみ ⑧は非課税世帯等のみ</p> <p>①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②修学意欲・就労意思確認書〔第17号様式〕 ③住民票（謄本）の原本〔世帯主、世帯全員、続柄が記載されているもの〕 ④介護福祉士等養成施設の合格通知の写し ※受験票の写しでも可 ⑤申請者の属する世帯全員分の所得証明書（原本） ※申請者及び収入の無い方も必須。但し高校生以下は除く。 ⑥連帯保証人の所得証明書（原本） ※連帯保証人を法人とする場合は、事前に本会担当にご確認ください。 ※⑦申請者の生活保護受給証明書と福祉事務所長の意見書〔第18号様式〕 ※⑧非課税世帯等の確認ができる書類 ※課税証明書など</p> |
| <p>※上記⑤⑥について、下記の場合は所得証明書と併せて該当する書類を提出してください。</p> <p>i)平成30年1月1日以降に転職している場合 → 現勤務先の源泉徴収票の写し、又は給与明細(3ヶ月分)の写し ※共に社判が押印されているもの</p> <p>ii)ご自身で確定申告されている場合 → 確定申告書の写し(申告書第1表及び第2表)</p> <p>※証明書類は全てマイナンバーを省略(消込)してください。</p> | |

IV. 貸付内定後について

1. 内定後、貸付金交付までの流れ



2. 入学後の提出書類について

貸付の内定を受けた者は、養成施設に入学した日から14日以内に《在学証明書》及び《推薦書》を県社協に提出しなければなりません。尚、県社協にて受理後に貸付を決定し、通知を以ってお伝えします。

3. 貸付決定を受けた後の提出書類について

貸付の決定を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に、下記の書類を県社協に提出しなければなりません。また、特段の事情がなく期限までに提出が無い場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなします。なお、書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

| 提出書類 | |
|---|---|
| 県社協へ提出 | ①介護福祉士修学資金等消費貸借契約書〔第3号様式〕※各自、自署押印してください（代筆無効） ②介護福祉士修学資金等推薦書〔第2号様式〕※各養成施設の長の推薦書 ③介護福祉士修学資金等振込口座申請書〔第4号様式〕 ※振込口座は琉球銀行指定とし、貸付決定者本人名義のものとなります。（通帳の写しを添付） ④印鑑証明書〔契約書に署名していただく方全員分〕 ⑤生活保護受給世帯の者であって、生活費加算を受ける者（該当者のみ提出） ※貸付決定者の生活保護受給廃止が証明できる書類の写し ⑥その他、本会会長が必要と認めた書類 |
| 《留意事項》 ① 契約書作成について、『印鑑登録証明書と同一の実印を使用』『印鑑登録証明書と同一の住所を記入』 ② 署名は自筆必須。代筆の場合は無効となります。 | |

4. 交付方法について

- (1) 貸付を受ける者から、必要書類の提出があった場合は、当該貸付決定後に修学資金を交付します。
- (2) 修学資金の交付は、分割により交付します。ただし、特段の事情がある場合はその限りではありません。
- (3) 修学資金の交付前には、貸付を受ける者が養成施設に在学していることを確認します。

5. 貸付金の返還期間及び返還方法について

- 返還期間：貸付期間の3倍以内 ➤返還方法：月賦払い〔一括返還も可能〕

《メ 毛》

《× 毛》

《× 毛》

《社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領》をご参照ください。

【送付・問合せ先】

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階(315)
沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター「介護福祉士修学資金等貸付担当」宛
・受付日時:月～金 8:30～17:00 TEL:098-882-5703 FAX:098-886-8474